

## 「デジタル教科書」に係る著作権制度に関する論点（案）

### （１）現状と課題

#### ①教科書に関する権利制限規定の概要及び教科書制度について

著作権法第33条は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書に掲載することを認めているところ、これは、学校の教科用図書においては教育の目的・性格上もっとも適切な著作物を利用することができるようにする必要があるとの考えに基づくものであると解される<sup>1</sup>。

本権利制限の対象となる「教科用図書」は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書と文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を指すものであり、これらは、学校教育法第34条等において学校における使用義務が課されている教材の範囲と同様であり、教科書制度を踏まえたものであると考えられる。

学校の教科書制度の意義については、「各教科の学習における主たる教材として、質が確保された教科書が全ての児童生徒に確実に届けられることが担保され、これにより、児童生徒に対して学びの方向性ととも、基礎的・基本的な教育内容の履修が保障され、もって全国的な教育水準の向上や教育の機会均等の保障、適正な教育内容の担保等の実現が図られていることであるとされており、教科書の使用義務はこうした意義を担保するための諸制度の中でも中核的なものであるとされている<sup>2</sup>。

現行学校教育法ではデジタル教科書は使用義務の対象となる教科用図書には該当せず、このため現行著作権法第33条も適用されない。

#### ②デジタル教科書に関する教育政策における検討状況

『「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ』（平成28年12月「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議）では、「デジタル教科書」（※）の法的位置づけについて、

・紙の教科書を基本としながら、デジタル教科書により学びの充実が期待される教科の一部（単元等）の学習に当たって、紙の教科書に代えて使用することにより、（学校教育法上の）「使用義務」の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付けることが適当とされている。

※「デジタル教科書」の内容は、紙の教科書と同一であることが必要であるとされている。

<sup>1</sup> 「著作権法逐条講義 六訂新版」（加戸守行著、著作権情報センター）270頁

<sup>2</sup> 「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ」（平成28年12月）3～4頁

また、デジタル教科書の供給方法については、以下のものがありえるとされている。

- ・デジタル教科書を記録したDVDやメモリーカード等の記録媒体により供給する
- ・教科書発行者から直接、もしくは地方自治体や学校のサーバを経由して、各情報端末にダウンロード配信を行う
- ・教科書発行者等のサーバ又はクラウド上に保存されたデジタル教科書を使用する

## (2) 著作権制度における対応の要否及び方向性

### 【論点1】

デジタル教科書について上記のような学校教育制度上の見直しが行われることを念頭においた場合、デジタル教科書の学校教育制度上の位置付け及び現行著作権法第33条の趣旨・内容を踏まえ、デジタル教科書も同条の対象となるべきと考えてよいか。

### 【論点2】

仮にデジタル教科書も著作権法第33条の対象となるべきと考える場合、制限すべき支分権の範囲をどう考えるか。今後想定されるデジタル教科書の供給方法を踏まえると、著作物の掲載（複製）のほか、少なくとも公衆送信についても権利制限の対象とすることが必要と考えられるがどうか。

(参考)

## 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- 3 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

このほか、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条、第八十二条において、本規定を中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用している。

## 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

- 2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。
- 4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

.....